ハウス等整備事業(新型コロナ感染症対策ICT整備優先枠)

産地支援課

1 目 的

本事業の実施により地域や産地を支える中核的な経営体を目指す自営新規就農者や認定農業者等(以下、「担い手」という。)の経営発展に必要な<u>ICTを導入した農業用ハウス(以下、「ハウス」という。</u>の整備に係る経費を軽減し、中核的な経営体の増大を目指す。

2 事業内容

担い手が整備するハウス及び担い手にリースするハウスの整備費の一部を助成する。

(1) 事業実施主体

ア ハウスを整備する場合

認定新規就農者、認定農業者、集落営農法人及び広域連携組織

イ ハウスをリースする場合

市町村、農業協同組合及び農業公社並びに定款にリース事業を規定している事業者

(2)補助対象経費

整備及びリースするICT(ハウス内環境をモニタリングし、ハウス内環境の変化を 自動で改善する技術)を導入するハウスの整備に係る経費。

ただし、育苗ハウス、畜産施設(牛舎、たい肥舎等)、菌床きのこハウス等の整備費は 対象外とする。

(3)補助率

ア 国庫補助事業活用 補助対象経費の1/4

イ 国庫補助事業非活用 補助対象経費の1/3

(4)要件

- ア ICT (ハウス内環境をモニタリングし、ハウス内環境の変化を自動で改善する技術) を導入すること。
- イ (3)のイ場合には、市町村等から補助対象経費の1/3の補助を受けることが確実、 又は確実であることが見込まれること。

【参考】資材費 7,000 千円、施工費 3,000 千円の場合

国庫事業を活用する場合

	2,500 本人負担 4,000
--	---------------------

※市町村に県と協調して事業費の一部(1/10 程度)の上乗せ支援の実施を要請

国庫事業を活用しない場合

県 3,333 (事業費の 1/3)	市町村等 3,333 (事業費の 1/3)	本人負担 3,334
(事業質の 1/3)	(事業負の 1/3)	本人只追 3,33-

※牛舎(畜舎、たい肥舎等)をリースする場合を除く

3 令和3年度2月補正予算額 30,000千円